

都留市自治基本条例【市民案】と【条例素案】のスケルトン比較

(市民案)		(条例素案)		
前文			前文	
第1章 総則	目的 ●	▶ 目的	第1章 総則	
	条例の位置付け ●	▶ 用語の定義		
	用語の定義 ●	▶ 条例の位置づけ		
第2章 まちづくりの基本原則	参加及び協働の原則 } ●	新 基本理念	第1節 市民	
	情報共有の原則 } ●	▶ 基本原則		
第3章 まちづくりの主役としての市民	市民の権利 ●	▶ 市民の権利	第2章 まちづくりの主役としての市民	
	市民の責務 ●	▶ 市民の責務		
	子どもの権利 ●	▶ 子どもの権利		
	高齢者の権利 ●	▶ 高齢者の役割と権利		
	市民活動団体の権利と責務 ●	▶ 事業者の権利と責務		
	事業者の権利と責務 ●	新 各主体の役割と責務		
	都留文科大学の役割 ●	▶ 都留文科大学の役割		第2節 大学
	コミュニティの意義と役割 } ●	◀ 議会の役割と責務		第3章 市民のための議会
	コミュニティの連携及び協力 ●	新 議員の責務		
第4章 地域担い手としてのコミュニティ	コミュニティ活動への支援 ●	▶ 市長の役割と責務	第4章 市民のための行政	
	公共サービスへの参入機会の提供 ●	▶ 職員の役割と責務		
	市長の役割と責務 ●	▶ 総合計画等		
第5章 市民のための行政	市職員の役割と責務 ●	▶ 市の組織	第3節 市政運営	
	市の役割と責務 見 ●	▶ 行政評価		
	総合計画 ●	▶ 財政運営		
	市の組織 ●	▶ 応答責任		
	市の行政手続 ●	▶ 行政手続		
	市の行政評価 ●	新 公益通報		
	市の危機管理 ●	新 政策法務		
	財政運営 ●	▶ 危機管理		
	市議会の役割と責務 ●	▶ 情報の公開及び提供		第1節 情報の共有
	協働のまちづくりの推進 ●	新 個人情報の保護		第2節 参画への仕組み
	情報の公開及び提供 ●	▶ 説明責任		
第7章 みんなでまちを創っていくための仕組み	説明責任 ●	▶ 意見聴取制度	第5章 みんなでまちを創っていくための仕組み	
	パブリック・コメント制度 ●	▶ 附属機関等		
	審議会委員の公募制 ●	新 男女共同参画		
	市民要望等の取扱い ●	▶ 住民投票		第3節 住民投票
	住民投票 ●	▶ 協働の推進		第4節 協働への仕組み
	直接請求制度 見 ●	▶ 地域コミュニティ		
	国・他の自治体との関係 } ●	新 地域協働のまちづくり推進会		
第8章 国及び他の自治体との連携・協力	国際交流の推進 } ●	▶ 市民公益活動	第6章 他の自治体等との連携・協力	
	分野別基本計画の策定 見 ●	▶ 他の自治体等との関係		
第9章 実効性を高める仕組み	条例の見直し ●	▶ 条例の見直し	第7章 その他	
	自治推進委員会の設置 見 ●	新 委任		

見 市民案にあるが、条例素案には見送り

新 市民案にはなかったが、条例素案に新規追加

市民案と条例素案のいずれにもある条項